

# 占冠村宿泊税導入対応支援金の制度概要

---

# 占冠村宿泊税導入対応支援金の制度概要

P 1

## 支援金の目的

占冠村宿泊税を円滑に導入し、持続可能な観光振興を図っていくため、占冠村宿泊税導入対応支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

## 定義

- (1) 北海道宿泊税 北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）により課する宿泊税をいう。
- (2) 占冠村宿泊税 占冠村宿泊税条例（令和7年条例第2号）により課する宿泊税をいう。
- (3) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (4) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第5号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (5) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (6) 宿泊事業者 宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者をいう。
- (7) 村税等 占冠村税条例（昭和38年条例第6号）第2条第2号に規定する徴収金及び村に納入する公共料金等をいう。

# 占冠村宿泊税導入対応支援金の制度概要

P 2

## 事業の種類

- ① 占冠村宿泊税システム整備支援金
- ② 占冠村宿泊税導入支援金

## 申請の期間

令和7年11月未定から令和8年3月31日までを予定。

※占冠村システム整備支援金を受けようとする者は、北海道宿泊税システム整備費補助金交付申請を北海道が指定する日までに行い、道補助金の額の確定通知を受けていること。

# 占冠村宿泊税導入対応支援金の制度概要

P 3

## 交付対象経費

事業	交付対象経費	対象例
占冠村システム整備支援金	北海道宿泊税及び占冠村宿泊税の導入に伴い発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入等に係る経費	※北海道宿泊税及び占冠村宿泊税導入に係る経費に限る ・レジシステムの改修及び構築 ・ソフトウェアの購入 ・PC、タブレット、ディスプレイ、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器（※プリンター、スキャナー及びそれらの複合機は、印刷あるいはスキャン機能を主とし、一般的にプリンター、スキャナー、複合機と呼称される製品が対象となる。） ・POSレジ、モバイルPOSレジ

# 占冠村宿泊税導入対応支援金の制度概要

P 4

## 交付対象者

支援金の交付の対象となる者は、村内に宿泊施設を有する宿泊事業者であって、かつ、次の各号をすべて満たしている者とする。

- (1) 申請日現在において、村内の宿泊施設で事業を営んでおり、かつ、村が宿泊税特別徴収義務者として指定又は登録をしている者のうち、引き続き宿泊施設の営業を行う意思があること。
  - (2) 村税等を滞納している者でないこと。ただし、分納誓約による納付を履行している場合は、この限りではない。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
  - (4) 占冠村暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
  - (6) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと、及びその者と関わりがないこと。
- ※ 占冠村システム整備支援金を受けようとする者は、北海道宿泊税システム整備費補助金の額の確定通知を受けていること。

# 占冠村宿泊税導入対応支援金の制度概要

P 5

## 支援金の額

### ① 占冠村システム整備支援金

北海道宿泊税システム整備費補助金交付額と同額とする。

※申請に当たっては、道補助金の額の確定通知の写しの添付すること。

### ② 占冠村宿泊税導入支援金

占冠村導入支援金の額は、旅館業にあっては施設ごとに算出するものとし、下表旅館業法の項のとおりとする。住宅宿泊業にあっては保有している施設数にかかわらず下表住宅宿泊事業法の項のとおりとする。

許可・届出区分	許可を受けた客室数	交付金の額
旅館業法	10部屋未満	5万円
	10部屋以上50部屋未満	10万円
	50部屋以上100部屋未満	20万円
	100部屋以上	30万円
住宅宿泊事業法	—	3万円

# 占冠村宿泊税導入対応支援金の制度概要

P 6

参考：北海道宿泊税システム整備費補助金

## ■補助対象者

- (1) 道内の宿泊施設で事業を営んでいること。（宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者。）
- (2) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）を滞納しているものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更正手続きを行っているものでないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用しているものでないこと。

## ■対象経費

北海道宿泊税の導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修、新たなレジシステムの構築、ソフトウェアの購入等に係る費用

## ■補助率及び補助限度額

補助率 2分の1以内

限度額 50万円（1宿泊施設当たり）

※補助対象経費（知事が必要かつ適当と認めるもの）の実支出額の合計に補助率を乗じた額と1宿泊施設当たりの上限額を比較してこれら2つのうち低い額とする。

## ■申請受付期間（期間変更の可能性あり）

令和7年8月6日～令和7年12月26日

## ■事業実施期間（期間変更の可能性あり）

交付決定の通知以後～令和8年2月20日

実績報告書を実施期間内に提出（事業完了の日から30日以内又は令和8年2月20日のいずれか早い日）

# 占冠村宿泊税導入対応支援金の制度概要

P 7

## 支援金の交付申請

- 支援金の交付を受けようとする宿泊事業者は、申請書に下表に掲げる書類を添付して提出する。

事業	許可・届出区分	交付申請時の添付資料
占冠村システム整備支援金		<ul style="list-style-type: none"><li>北海道宿泊税システム整備費補助金の額の確定通知の写し</li></ul>
占冠村宿泊税導入支援金	旅館業法	<ul style="list-style-type: none"><li>旅館業法に基づく営業許可証の写し</li><li>客室数がわかる書類</li></ul>
	住宅宿泊事業法	<ul style="list-style-type: none"><li>住宅宿泊事業法に基づく届出済証の写し</li></ul>

## 交付決定及び辞退

- 申請に基づき支援金の交付の可否を決定し、交付申請者に対し交付決定通知書を送付する。
- 交付決定通知を受けた宿泊事業者が支援金を辞退する場合には、通知後14日以内に申出書を村長に提出する。

# 占冠村宿泊税導入対応支援金の制度概要

P 8

## 交付の方法

- ・支援金は、口座への振込により交付するものとし、現金での交付は行わない。

## 支援金支給決定の取消し及び返還

- ・支援金を受けた宿泊事業者が内容を偽りその他不正の手段により支援金を受けたことが判明した場合には、交付決定を取り消し、返還を求めることができる。

## 調査

- ・村長は、調査の必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた宿泊事業者又は関係機関に対し報告を求め、又は検査を行うことができる。

## 要綱の期限

- ・支援金の制度については、令和8年3月31日で失効。ただし、支援金の調査、支援金の返還については効力を残す。